○聴聞の主宰者及び弁明を録取する警察職員の指定等に関する規程

平成6年12月15日 公安委員会規程第15号

[沿革]

平成12年11月公安委員会規程第8号、15年11月第6号、19年3月第1号、29年8月第6号改正

聴聞の主宰者及び弁明を録取する警察職員の指定等に関する規程を次のように定める。 聴聞の主宰者及び弁明を録取する警察職員の指定等に関する規程 (目的)

第1条 この規程は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。)第3条に規定する聴聞の主宰者、同規則第21条に規定する弁明を録取する警察職員の指定等について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)、古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)、警備業法(昭和47年法律第117号)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に基づく聴聞又は弁明の機会の付与について適用する。

(聴聞の主宰者)

第3条 聴聞等規則第3条の規定により聴聞の主宰者として指名する警察職員は、行政庁たる群馬県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、生活安全部の職員のうち、聴聞を主宰するについて必要な法律その他の所掌事務に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認める警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員とする。

(不利益処分の内容等を説明する行政庁の職員)

第4条 法第20条第1項の規定により、不利益処分の内容等を説明する行政庁の職員は、 当該事案の処理に関する事務を取り扱う警部以上の階級にある警察官又はこれに相当す る一般職員とする。

(弁明を録取する警察職員)

第5条 聴聞等規則第 21 条の規定により弁明を録取する者として指名する警察職員は、 当該不利益処分に関する事務を取り扱う巡査部長以上の階級にある警察官とする。 (聴聞の公示)

- **第6条** 聴聞を公示する場合は、別記様式第1号により行うものとする。 (行政処分の通知)
- **第7条** 公安委員会は、聴聞により行政処分を決定したときは、当該処分の決定を受けた 者に対し、当該行政処分を上申した警察署長を経由して別記様式第2号から別記様式第 4号までに定める行政処分通知書により通知するものとする。

附則

この規程は、制定の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成 12 年 11 月 22 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成 15 年 11 月 26 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月7日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 8 月 10 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、制定の日から施行する。

別記様式省略